

令和6年3月18日

東京電力パワーグリッド株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定に基づき届出を行った離島等供給約款（令和6年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、離島等供給約款〔低圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）および離島等供給約款〔高圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率等、離島等供給約款〔低圧用〕附則2（料金についての経過措置）（1）に定める電化厨房住宅割引上限額、離島等供給約款〔低圧用〕附則2（料金についての経過措置）（3）に定める一括前払割引額、ならびに離島等供給約款〔低圧用〕附則4（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）、離島等供給約款〔低圧用〕附則6（深夜電力Bのお客さまについての特別措置）および離島等供給約款〔低圧用〕附則9（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、離島等供給約款〔低圧用〕別表2（燃料費調整）に定める基準単価、離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）（2）に定める基準燃料単価ならびに離島等供給約款〔高圧用〕別表3（燃料費等調整）（3）に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、離島等供給約款〔低圧用〕附則2（料金についての経過措置）（2）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第1位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款〔低圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	169.19	15.38
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	288.88	26.26
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	528.26	48.02
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	767.65	69.79
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,246.41	113.31
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	1,246.41	113.31
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	449.41	40.86
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアま での 1 機器につき	807.51	73.41
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	807.51	73.41
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	328.08	29.83
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	29.80	2.71
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペア	311.75	28.34
契約電流 15 アンペア	467.63	42.51
契約電流 20 アンペア	623.50	56.68
契約電流 30 アンペア	935.25	85.02
契約電流 40 アンペア	1,247.00	113.36
契約電流 50 アンペア	1,558.75	141.70
契約電流 60 アンペア	1,870.50	170.05
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	29.80	2.71

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	36.40	3.31
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.49	3.68
最低月額料金		
1 契約につき	328.08	29.83
従量電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	311.75	28.34
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.80	2.71
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36.40	3.31
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.49	3.68
季節別時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1,474.50	134.05
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,457.50	223.41
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	311.75	28.34
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	43.93	3.99
その他季料金	40.44	3.68
オフピーク時間		
1キロワット時につき	35.87	3.26
夜間時間		
1キロワット時につき	28.85	2.62
最低月額料金		
1 契約につき	330.44	30.04

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
全電化住宅割引上限額		
1 契約につき	2, 200. 00	200. 00
ピーク抑制型季節別時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1, 474. 50	134. 05
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2, 457. 50	223. 41
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311. 75	28. 34
電力量料金		
ピーク時間		
1 キロワット時につき	54. 53	4. 96
昼間時間		
1 キロワット時につき	38. 93	3. 54
夜間時間		
1 キロワット時につき	28. 85	2. 62
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	10. 51	0. 96
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	21. 03	1. 91
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	21. 03	1. 91
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	210. 42	19. 13
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	210. 42	19. 13
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流 10 アンペアにつき	342. 92	31. 17
電力量料金		
1 キロワット時につき	44. 54	4. 05

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	342. 92	31. 17
電力量料金		
1 キロワット時につき	44. 54	4. 05
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	49. 50	4. 50
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	157. 01	14. 27
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	270. 02	24. 55
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	496. 02	45. 09
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	722. 03	65. 64
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1, 174. 04	106. 73
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	1, 174. 04	106. 73
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	417. 43	37. 95
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアま での 1 機器につき	747. 92	67. 99
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	747. 92	67. 99
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284. 25	25. 84
電力量料金		
1 キロワット時につき	29. 97	2. 72
最低月額料金		
1 契約につき	317. 08	28. 83
低圧高負荷契約		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	1, 282. 95	116. 63
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	28. 68	2. 61

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
その他季料金	26.98	2.45
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,098.05	99.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.14	2.47
その他季料金	25.57	2.32
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	273.28	24.84
従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	32.57	2.96
その他季料金	30.68	2.79
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	473.84	43.08
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.89	2.08
その他季料金	21.71	1.97

(2) 離島等供給約款〔高圧用〕Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,890.00	171.82
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	23.20	2.11
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.49	2.04

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
その他季料金	21.06	1.91
夜間時間		
1キロワット時につき	15.74	1.43
高圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,989.00	180.82
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	21.88	1.99
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	21.22	1.93
その他季料金	19.74	1.79
夜間時間		
1キロワット時につき	15.74	1.43
高圧季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,466.50	133.32
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	23.87	2.17
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	23.15	2.10
その他季料金	21.73	1.98
夜間時間		
1キロワット時につき	15.74	1.43
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,890.00	171.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.32	1.85
その他季料金	19.16	1.74
高圧電力		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,989.00	180.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18.94	1.72
その他季料金	17.93	1.63
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,466.50	133.32
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.15	1.83
その他季料金	19.02	1.73
ベーシックプラン		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,890.00	171.82
電力量料金		
1キロワット時につき	19.51	1.77
臨時電力		
電力量料金		
1キロワット時につき	23.41	2.13
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	614.00	55.82
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.72	1.43
その他季料金	14.98	1.36
自家発補給電力A		
電力量料金		
定期検査または定期補修による場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	21.57	1.96
その他季料金	20.31	1.85
22（自家発補給電力）（1）ハ（ロ）a 以外の場合		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
夏季料金	25.02	2.27
その他季料金	23.44	2.13
自家発補給電力B		
電力量料金		
定期検査または定期補修による場合		
契約電力が 500 キロワット以上の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	20.05	1.82
その他季料金	18.94	1.72
契約電力が 500 キロワット未満の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	21.38	1.94
その他季料金	20.14	1.83
22 (自家発補給電力) (2)ハ(ロ) a 以外の場合		
契約電力が 500 キロワット以上の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	23.12	2.10
その他季料金	21.73	1.98
契約電力が 500 キロワット未満の場合		
1 キロワット時につき		
夏季料金	24.79	2.25
その他季料金	23.23	2.11

(3) 離島等供給約款〔低圧用〕附則2 (料金についての経過措置) (1)に定める
電化厨房住宅割引上限額

単位	電化厨房住宅割引 上限額	消費税等相当額
	円	円
1 契約につき	550.00	50.00

(4) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 2 (料金についての経過措置) (2)に定める
口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 55	円 5

(5) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 2 (料金についての経過措置) (3)に定める
一括前払割引額

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円	円
1 年型	11. 00	1. 00
半年型	8. 80	0. 80

(6) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 4 (第 2 深夜電力のお客さまについての特別
措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
基本料金	円	円
契約電力 1 キロワットにつき	245. 75	22. 34
電力量料金		
1 キロワット時につき	27. 86	2. 53

(7) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 5 (時間帯別電灯のお客さまについての特別
措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕	円	円
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1, 474. 50	134. 05
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2, 457. 50	223. 41
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311. 75	28. 34
電力量料金		
昼間時間		

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31. 80	2. 89
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39. 10	3. 55
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43. 62	3. 97
夜間時間		
1 キロワット時につき	28. 85	2. 62
最低月額料金		
1 契約につき	330. 44	30. 04
時間帯別電灯 [夜間 10 時間型]		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合		
1 契約につき	1, 474. 50	134. 05
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2, 457. 50	223. 41
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	311. 75	28. 34
電力量料金		
昼間時間		
最初の 80 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33. 78	3. 07
80 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41. 76	3. 80
200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46. 71	4. 25
夜間時間		
1 キロワット時につき	28. 99	2. 64
最低月額料金		
1 契約につき	330. 44	30. 04

(8) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 6（深夜電力 B のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
深夜電力 B		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	355. 75	32. 34
電力量料金		
1 キロワット時につき	28. 85	2. 62

(9) 離島等供給約款〔低圧用〕附則 9（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
低圧高負荷契約		
契約電力 1 キロワットにつき	1, 350. 47	122. 77
低圧電力		
契約電力 1 キロワットにつき	1, 155. 84	105. 08
農事用電力		
契約電力 1 キロワットにつき	473. 84	43. 08

(10) 離島等供給約款〔低圧用〕別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0. 710	0. 065
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1. 418	0. 129
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2. 837	0. 258
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4. 255	0. 387
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7. 092	0. 645
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7. 092	0. 645
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2. 119	0. 193

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4. 237	0. 385
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	4. 237	0. 385
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0. 057	0. 005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0. 114	0. 010
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0. 114	0. 010
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1. 143	0. 104
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1. 143	0. 104
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1. 201	0. 109
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0. 183	0. 017

(11) 離島等供給約款〔高圧用〕別表 3（燃料費等調整）に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0. 174	0. 016

(12) 離島等供給約款〔高圧用〕別表 3（燃料費等調整）に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	0. 317	0. 029